

# 寿都町いじめ防止基本方針

令和2年11月

寿都町教育委員会

## 寿都町いじめ防止基本方針

令和 2 年 1 1 月 1 日  
寿 都 町 教 育 委 員 会

### はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識する必要があります。

また、児童生徒が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが影響を与えているという指摘もあります。

本町においては、これまで全ての児童生徒がいじめに苦しんだり、悩んだりすることなく、安心して元気に充実した学校生活を送ることができるよう、学校や教育委員会、家庭や地域住民、関係機関と連携し、いじめの未然防止、早期発見・事案対処に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、北海道では広い地域に多くの教育委員会・学校が存在し、いじめの問題に向けた様々な取組に地域間、学校間で差が見られてきており、毎年多くのいじめが認知される中には、深刻な事態に至ったものもあります。

このような状況の中で、国の基本方針が改定されたことなどを踏まえ「北海道いじめ防止基本方針」が改定され、市町村におけるいじめ防止基本方針の策定が求められることとなったところでもあります。

については、国の基本方針の規定や「北海道いじめ防止基本方針」を踏まえ、本町におけるいじめ防止に関する基本方針を策定し、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、地域全体でいじめの問題を克服することを目指します。

## 目次

はじめに

I	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
	(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
	(2) いじめの理解	1
	ア いじめの定義	1
	イ いじめの内容	2
	ウ いじめの要因	3
	エ いじめの解消	4
2	学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割	4
	(1) 学校及び学校の教職員の責務	5
	ア 学校の責務	5
	イ 教職員の責務	5
	(2) 保護者の責務	6
	(3) 地域の役割	7
3	町の責務	7
	(1) 学校設置者としての責務	8
	(2) 学校への指導、助言、援助等	8
II	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	9
1	町における基本方針の策定と組織の設置	9
	(1) 地方いじめ防止基本方針の策定	9
	(2) 教育委員会の附属機関の設置	9
2	教育委員会が実施すべき施策	10
	(1) いじめの防止	10
	(2) いじめの早期発見	11
	(3) 関係機関等との連携等	12
	(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上	12
	(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	12
	(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等	12
	(7) 啓発活動	13
	(8) 教育委員会による措置	13
	(9) 学校相互間の連携協力体制の整備	13
	(10) 学校評価等における留意事項	13

3	学校が実施すべき施策 .....	14
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定 .....	14
	ア 意義 .....	14
	イ 学校の取組 .....	14
	(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 .....	16
	ア 意義 .....	16
	イ 学校の取組 .....	16
	(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置 .....	17
	ア いじめの防止 .....	17
	イ いじめの早期発見 .....	19
	ウ その他 .....	19
4	重大事態への対処 .....	20
	(1) 学校における対処 .....	20
	(2) その他 .....	21
	(様式1) .....	22
	(様式2) .....	23
	(様式3) .....	24
	(様式4) .....	25

# I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

全ての児童生徒が自分は必要とされる存在であると感じ、基本的な考え方互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組を進めることで、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念【道条例第3条】

基本理念として町、教育委員会、学校、保護者、地域社会及び関係機関等は、「子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるため、それぞれの責務や役割を自覚し、主体的かつ積極的に連携して、いじめの防止及びいじめの問題の解決に取り組むものとする」こと、「子どもの発達段階に応じて、いじめは絶対に許されない行為であることを子どもに教えなければならない」こと、「子どもは、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重しなければならない」ことを基本理念とします。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童生徒にいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとするいじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

### (2) いじめの理解

#### ア いじめの定義【道条例第2条】

条例では、いじめの定義として、「子どもが、一定の人間関係にある者から、心理的又は物理的な影響を受けること（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられ

ることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断して対応する。

○ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

○ 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえて対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

○ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

○ 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## イ いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報して対応する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

#### ウ いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

## エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

いじめの防止等のための対策を進めるため、全ての児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を、学校だけでなく、家庭、地域住民、行政その他の関係者相互の連携協力のもと、社会全体で進めます。



## (1) 学校及び学校の教職員の責務【道条例第6条】

### ア 学校の責務

学校においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

- 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- 学校は、児童生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- 学校は、児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

### イ 教職員の責務

教職員においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

- 教職員は、児童生徒理解を深め、信頼関係を築き、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努める。
- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。
- 教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- 教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。

## (2) 保護者の責務【道条例第7条】

家庭は、児童生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有しています。

保護者においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

- 保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。
- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止

め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努める。

- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支える。

### (3) 地域の役割【道条例第8条】

地域住民及び事業者においては、条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

- 地域住民及び事業者は、日頃から、児童生徒が様々な機会を通じて学校外の人間関係を形成し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童生徒が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等とが連携する既存の組織等を活用するなどして提供する。
- 地域住民及び事業者は、児童生徒の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童生徒を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、児童生徒が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。
- 地域住民及び事業者は、地域の学校等と連携を図り、地域における児童生徒の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める。
- 地域住民及び事業者は、児童生徒に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- 地域住民及び事業者は、児童生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に努める。
- 地域住民及び事業者は、中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める。
- 地域住民及び事業者は、就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

## 3 町の責務

本町の状況に応じたいじめの防止等のための対策を進めるために、教育委員会と学校との

緊密な連携の下、寿都町全体で取組を進めます。

**(1) 学校設置者としての責務【道条例第5条】**

全ての児童生徒が、安心して通うことができるいじめのない学校づくりを進めます。

教育委員会においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めます。

- 教育委員会は、学校に対して、学校の取組を広く情報提供する開かれた学校づくりの推進、地域の教育資源等を活用しながら取り組む特色ある学校づくりの推進、教育に直接携わる教職員の資質能力の向上に向けた取組などを通じて、信頼される学校づくりを進めるよう指導する。
- 教育委員会は、学校に対して、学校いじめ防止基本方針の改善充実に向けて、次の取組を行うよう指導する。
  - ・基本方針の学校のホームページでの公開や児童生徒、保護者、地域、関係機関等への積極的な周知
  - ・在籍する児童生徒やその保護者からの意見の聴取
  - ・学校運営協議会を活用した基本方針の見直し
- 教育委員会は、学校に対して、いじめの早期発見に向けて、次の取組を工夫するよう指導する。
  - ・在籍する児童生徒に対し、いじめを訴えやすいような児童生徒を対象としたアンケート調査の工夫改善
  - ・アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施すること
  - ・いじめに係る相談体制の整備や相談しやすい方法の工夫
- 教育委員会は、学校に対して、いじめの問題に適切に対応することができる教職員の資質能力の向上に向けた啓発資料の作成・配布やいじめの問題への対応についての研修の充実・改善を図るよう指導する。
- 教育委員会は、いじめの防止等のための対策に必要な予算の確保・配分・調整に努める。

**(2) 学校への指導、助言、援助等【道条例第5条】**

教育委員会は町長部局と連携して、学校に対して、必要な指導、助言又は援助等を行います。

- 教育委員会は、いじめの問題への対応や未然防止に向けた効果的な取組をすすめるため、北海道が開催するいじめの防止等に関する研修会や会議に、教職員が参加する機会を設ける。

- 教育委員会は、いじめの問題についての学校の取組状況、児童生徒の状況についての把握を行い、必要な指導、助言を行う。
- 教育委員会は、学校がいじめの防止等のための基本方針や組織を見直す際に、必要な指導、助言を行う。
- 教育委員会は、学校がいじめの防止等のための取組を進める際に、必要な指導、助言を行う。

## II いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 町における基本方針の策定と組織の設置

学校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に進めるため、基本方針の策定に取り組めます。

#### (1) 地方いじめ防止基本方針の策定【法第12条】

教育委員会は、町、学校、家庭及び地域住民その他の関係者間の連携等により、いじめの問題への対策を地域社会総がかりで進め、本町はいじめの防止等のための対策をより実効的なものにするため、これまでのいじめの防止等のための対策の蓄積を生かした寿都町いじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）を定める。

- 教育委員会は、「町の基本方針」について、国及び北海道の基本方針の見直しがあった場合を含め、いじめの問題に係る各種調査の結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- 教育委員会は「町の基本方針」において、いじめの防止等のための対策が、地域において体系的かつ計画的に行われるよう、次の内容を盛り込む。
  - ・より実効的かつ町の実情に応じた取組
  - ・町におけるいじめの防止に資する啓発活動・教育的取組
  - ・PDC Aサイクルによる町の防止基本方針の点検、見直しの取組
- 教育委員会は、「町の基本方針」を策定又は見直す際には、「法、国の基本方針、条例、道の基本方針」等を参酌し、必要に応じて、保護者、地域住民、関係機関等や児童生徒の意見を取り入れるとともに、道からの情報提供、指導、助言を得ながら進める。

#### (2) 教育委員会の附属機関の設置【法第14条】

国の基本方針においては、「地方公共団体においては、法の趣旨を踏まえ地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましく、さらにはその地方いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい。」とあり、本町では、「寿都町いじめ防止委員会」（以下「いじめ防止委員会」という。）を設置します。

なお、本町は小規模自治体で子ども自体も少人数である人から、平時は町や教育委員会が中心となり、学校や関係機関と連携していじめ問題に対応し、通報や相談などを受けた場合など、専門家や第三者の参加が必要となるときに委員会を設置します。

町は、次の取り組みなどを進めます。

- 町は、通報又は相談を受けたいじめに関する対策を実行的に行うため、必要があるときは、有識者による専門的かつ客観的な立場からの調査、審議、調整等を行う「いじめ防止委員会」を、教育委員会に設置する。
- 「いじめ防止委員会」は、次の委員により組織する。
  - ・町立小中学校長
  - ・人権擁護に関する専門知識を有する者
  - ・保護者等（寿都町PTA連合会）
  - ・スクールカウンセラー等
  - ・法律や犯罪等法律に関する専門知識を有する者（弁護士）
  - ・その他町長が必要と認める者※弁護士については、重大事態に関する案件に限る。
- 町は、教育委員会に附属機関を設置にする際には、「法、国の基本方針、条例、道の基本方針」道の組織等を参考に、必要に応じて道からの情報提供、指導、助言を得ながら進める。

## 2 教育委員会が実施すべき施策

学校におけるいじめを防止するため、家庭や地域、警察や司法・福祉等の関係機関と連携し、いじめの防止等に資する教育活動等を推進します。

教育委員会においては、道の取組を参考に、次の取組などを進めます。

### (1) いじめの防止【道条例第13条】

- 教育委員会は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用し、「特別の

教科道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実させる。

- 教育委員会は、設置する学校で行われる学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動に対する支援を行う。
- 教育委員会は、設置する学校の児童生徒や保護者、教職員に対して、法や条例の趣旨を踏まえ、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、及び研修を行う。
- 教育委員会は、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒の心情等を十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 教育委員会は、いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を推進する。  
また、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。

## (2) いじめの早期発見【道条例第14条】

- 教育委員会は、児童生徒や保護者等からのいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
- 教育委員会は、いじめを早期に発見するため、設置する学校の児童生徒に対する定期的な調査を実施する。
- 教育委員会は、設置する学校の児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- 教育委員会は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置している場合、活動状況を児童生徒や保護者等に周知するなど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進するよう努める。
- 教育委員会は、設置する学校におけるいじめの防止等の取組の実施、校内研修の実施状況や、定期的なアンケート調査、個人面談の取組などいじめの実態把握の取組状況について把握し道に報告する。

**(3) 関係機関等との連携等【道条例第15条】**

いじめの防止等のための対策が、適切かつ迅速に行われるよう、学校間・教職員間の連携はもとより、教育的な配慮の下で、関係機関の連携強化に努め、必要な体制の整備を行います。

○ 教育委員会は、設置する学校の児童生徒のいじめの防止等のための対策が、関係者の連携のもとに適切に行われるよう、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体との連携の強化や、その他必要な体制を整備する。

○ 教育委員会は、町に居住する保護者が、法及び条例に規定された保護者の責務等を踏まえて、その保護する児童生徒の規範意識等を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置や周知など、家庭への支援体制を整備する。

**(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上【道条例第16条】**

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、教職員の資質の向上や専門的な知識を有する者の確保に努めます。

○ 教育委員会は、設置する学校におけるいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修を通じた教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置、いじめの防止を含む教育相談に応じる心理、福祉等に関する専門的な知識を有した者の確保、学校の求めに応じた助言者の確保等に努める。

**(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進【道条例第18条】**

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル教育の充実と啓発活動等を行います。

○ 教育委員会は、学校の児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの実施など、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備する。

○ 教育委員会は、学校の児童生徒及びその保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、道が作成した資料を活用するなどして啓発活動を進める。

**(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等【道条例第19条】**

いじめの防止等のための対策の調査研究及び検証を行い、成果等を普及します。

○ 教育委員会は、学校におけるいじめの認知件数、いじめの態様や背景、未然防止及



び解決に向けた取組状況についての調査研究及び検証を定期的に行い、適切な指導、助言を行う。

**(7) 啓発活動【道条例第20条】**

いじめの実態やその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談制度等について、広報・啓発活動を行います。

- 教育委員会は、学校の児童生徒やその保護者に対し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、道が作成した資料を活用するなどして広報・啓発活動を進める。

**(8) 教育委員会による措置【法第26条・道条例第24・25条】**

いじめの事実があると思われるときは、学校への通報などの措置や必要な支援を行います。

- 教育委員会は、学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援や措置を講じるとともに、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を実施する。

- 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、必要がある場合には、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、設置する学校のいじめを行った児童生徒の保護者に対して、教育委員会規則で定めた手続きに従い、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講ずる。

また、いじめの加害者である児童生徒に対して、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

- 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

**(9) 学校相互間の連携協力体制の整備【道条例第27条】**

いじめに対して適切かつ迅速に対処できるよう、学校相互間の連携協力体制を整備する。

- 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

**(10) 学校評価等における留意事項【道条例第17条】**

いじめの防止等の取組に係る評価が適切に行われるよう、必要な措置を講じます。

- 教育委員会は、設置する学校が、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるとともに、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう指導、助言を行う。
  
- 教育委員会は、設置する学校の教職員の評価において、学校におけるいじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう、指導、助言を行う。

### 3 学校が実施すべき施策

学校においては、法や国の基本方針、道や各教育委員会の条例や基本方針を踏まえ、全ての児童生徒が自分は必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進します。

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定【法第13条・道条例第12条】

##### ア 意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点の基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

##### イ 学校の取組

学校においては、法第13条の規定により義務付けられている学校いじめ防止基本方針について、「国、道及び町の基本方針」を参考に、次の事項に留意して策定します。

- 学校は、学校いじめ防止基本方針に、いじめの防止、いじめの早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、生徒指導體制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。その中核的な内容は、次に示すとおり。
  - ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
  - ・いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）

- ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示
  - ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）
  - ・学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定
  - ・「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組
  - ・「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
  - ・加害児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
  - ・「学校いじめ対策組織」を中心としたP D C Aサイクルによる点検、見直しの取組
- 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい環境づくり）
  - ・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
  - ・学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。
- また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。
- 学校は、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- 学校は、学校いじめ防止基本方針の内容を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- なお、年度途中の転入、編入学や前年度から引き続き休学又は留学していた生徒が復学した場合等には、同様に当該児童生徒及びその保護者に説明する。

## (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織【法第22条・道条例第23条】

### ア 意義

「学校いじめ対策組織」を設置する意義としては、次のようなものがある。

- ・いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- ・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

### イ 学校の取組

学校においては、「学校いじめ対策組織」について、次の事項に留意して設置する。

- 学校は、次のことを踏まえ、「学校いじめ対策組織」を構成する。
  - ・自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する。
  - ・「自校の複数の教職員」については、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、学校の実情に応じて決定する。
  - ・組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する。
  - ・可能な限り、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の参加を得る。
  - ・個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。
  - ・教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校がいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。
  - ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進める。
- 学校は、次のことを踏まえ、「学校いじめ対策組織」の体制を整備する。

また、「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。

  - ・的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制

- ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
- ・当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が別に認知した情報を集約し共有できる体制
- ・迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

○ 学校は、「学校いじめ対策組織」の役割に次のことを位置付ける。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- ・被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

### （3） 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### ア いじめの防止【道条例第13条】

学校においては、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に

資する活動に取り組みます。

また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

- 学校は、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 学校は、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを進める。
- 学校は、配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- 学校は、児童生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- 学校は、児童生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。
- 学校は、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- 学校は、児童生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- 学校は、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の充実に向けた取組を推進する。
- 学校は、児童生徒が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。
- 学校は、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 学校は、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

#### イ いじめの早期発見【道条例第14条】

- 学校は、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- 学校は、日頃から児童生徒との触れ合いや、児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- 学校は、アンケート調査や個人面談における児童生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- 学校は、アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施する。
- 学校は、早期発見・早期対応を図るため、速やかな報告を徹底する。また、その際の様式については、町立学校で同様の対応が図られるよう、次のとおり共通の様式により行うこと。
  - ・ いじめ発見報告書（様式1）情報受信者及び担任が作成⇒教頭⇒校長
  - ・ いじめ対応に係る事実確認票（様式2）教頭が作成⇒事実共有の資料
  - ・ 聞き取り記録票（様式3）聞き取り対応者が作成⇒教頭⇒校長
  - ・ 対応記録票（様式4）対応者が作成⇒教頭⇒校長

#### ウ その他【道条例第16・17・18・24条】

- 学校は、いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施する。
- 学校は、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処する体制を整備する。

- 学校は、いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意する。
- 学校は、教職員がいじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）を「学校いじめ対策組織」に報告し、情報を共有するための具体的な方法を定める。
- 学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- 学校は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめの防止等のための取組を進める。
- 学校は、いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底する。
- 学校は、いじめを受けた児童生徒の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。
- 学校は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。
- 学校は、道教委へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に当たっては、文書管理規程の保存年限を厳守する。

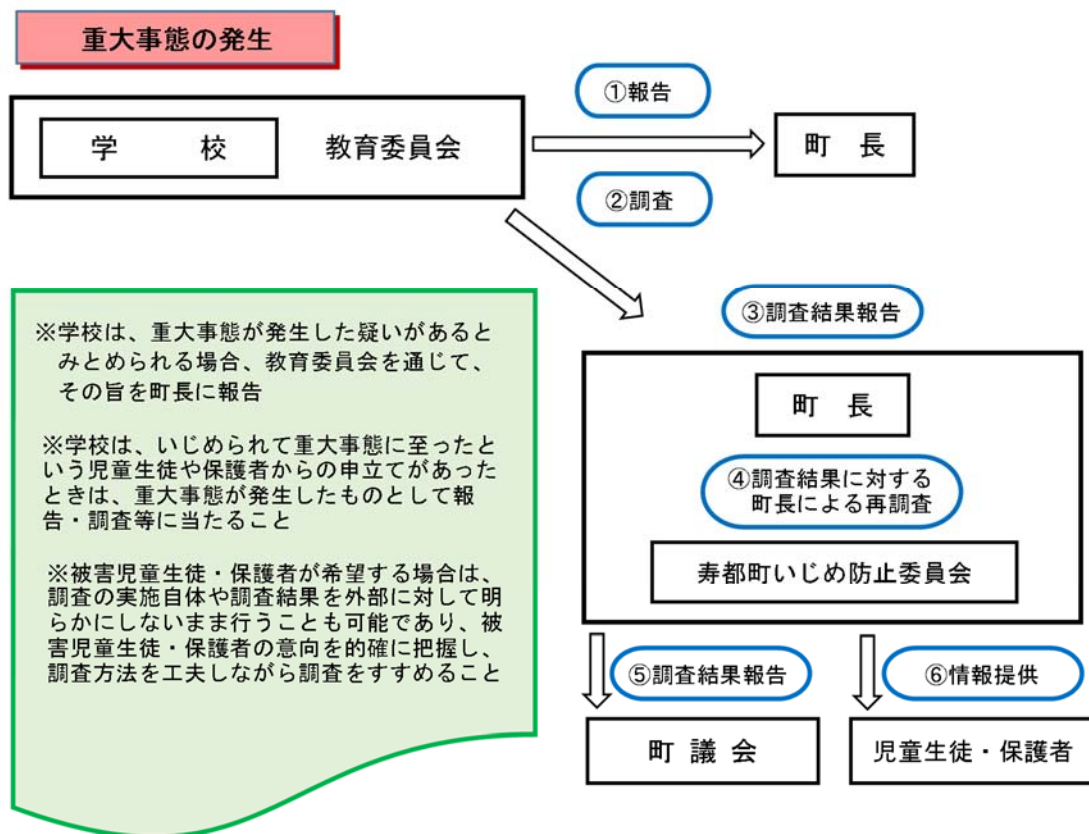
#### 4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

##### (1) 学校における対処

道条例第5章では、重大事態への対処について規定しており、第3節市町村立学校に係る対処を図示すると次のとおりである。





## (2) その他

ア 重大事態とは、法第28条に規定されているとおり、

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。

○ 1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- などが該当します。

○ 2の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

- ・調査の主体を設置者または学校とするかは、教育委員会の判断によります。
- ・Ⅱの1の(2)に係る附属機関の構成については、当該事案の関係者と利害関係のない者によります。

イ 町長及び教育委員会は、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

(様式1)

### いじめ発見報告書

No	確認事項	具体的事実
1	発生日時 (確認日時)	年 月 日 ( )
2	発生日時 (確認日時)	
3	被害児童	年 組 氏名 (男・女)
		【とらえられた被害児童の思いや発言】
4	加害児童	年 組 氏名 (男・女)
		【とらえられた被害児童の思いや発言】
5	内容・状況 (聞き取り等)	
6	情報受信者	【きっかけ・具体的状況・継続の有無とその長さ等を含む】

(様式2)

いじめ対応に係る事実確認票

No	確認事項	具体的な内容
1	いじめの発生日時(確認日時)	年 月 日 ( )
2	いじめ発生の場所(確認日時)	
3	被害児童	年 組 氏名 [ ] (男・女)
4	加害児童	年 組 氏名 [ ] (男・女)
5	いじめの動機やきっかけ	
6	具体的な状況	
7	被害児童及び加害児童の家庭環境	【被害児童】
		【加害児童】
8	周辺児童からの情報	
9	これまでの問題行動等	
10	その他	

(様式3)

聞き取り記録票No. ( )

対応者氏名 [ ]	
聞き取り対象 [被害児童・加害児童・周辺児童・被害児童保護者・加害児童保護者]	
具体的な聞き取り記録 月 日 ( ) : ~ :	
時 間	具体的な聞き取り内容の記録

(様式4)

対応記録票No. 1

対応者氏名 [ ]	
基本的な対応方針	
本事案に基づく具体的な対応方針	
具体的な対応記録 月 日 ( ) : ~ :	
時 間	具体的な聞き取りや指導内容の記録

対応記録票No. ( )

具体的な対応記録		月	日 ( )	:	~	:
時 間	具体的な聞き取りや指導内容の記録					